三　法第七百四十七条の五の二第一項の規定に基づき行っている特定徴収金の収納の事務の状況に関する記録
四　法第七百四十七条の五の二第三項の規定に基づき行っている特定徴収金の収納の事務の特定金融機関等への委託に関する記録
（財務諸表に含める書類）
第三十一条の七　法第七百九十三条第一項に規定する総務省令で定める書類は、財産目録及びキャッシュ・フロー計算書とする。
（閲覧期間）
第三十一条の八　法第七百九十三条第三項に規定する総務省令で定める期間は、五年間とする。
（電磁的方法）
第三十一条の九　法第七百九十三条第四項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものは、電子情報処理組織を使用する方法のうち送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。
（財務諸表の電磁的方法による公開の方法）
第三十一条の十　法第七百九十三条第四項の規定による措置は、前条に規定する方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。）を使用する方法により行わなければならない。
（会計規程）
第三十一条の十一　機構は、業務の開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

附則第二条の四第二項を削る。

附則第二条の七の次に次の一条を加える。

（法附則第九条第二十二項の原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額等）
第二条の八　法附則第九条第二十二項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額は、賠償負担金相当金（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十五条の二十一の四第一項第三号に規定する賠償負担金相当金をいう。）の額とする。
2　法附則第九条第二十二項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額は、廃炉円滑化負担金相当金（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の七第一項第三号に規定する廃炉円滑化負担金相当金をいう。）の額とする。
3　法附則第九条第二十二項に規定する発電事業者で総務省令で定めるものは、原子力発電事業者（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の三第一項に規定する原子力発電事業者をいう。）とする。

附則第六条第七十九項から第八十二項までを削り、同条第八十三項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第四十三項」に改め、同項を同条第七十九項とし、同条第八十四項中「附則第十一条第四十四項」を「附則第十一条第四十三項」に改め、同項を同条第八十項とし、同条第八十五項中「附則第十一条第四十四項」を「附則第十一条第四十三項」に改め、同項を同条第八十一項とし、同条第八十六項中「附則第十一条第四十五項第一号」を「附則第十一条第四十四項第一号」に改め、同項を同条第八十七項とし、同条第八十八項中「附則第十一条第四十五項第一号」を「附則第十一条第四十四項第一号」に改め、同項を同条第八十二項とし、同条第八十七項中「附則第十一条第四十五項第一号」を「附則第十一条第四十四項第一号」に改め、同項を同条第八十三項とし、同条第八十八項中「附則第十一条第四十五項第一号」を「附則第十一条第四十四項第一号」に改め、同項を同条第八十四項とし、同条第八十九項中「附則第十一条第四十五項第三号」を「附則第十一条第四十四項第三号」に改め、同項を同条第八十五項とし、同条第九十項中「附則第十一条第四十五項第四号」を「附則第十一条第四十四項第四号」に改め、同項を同条第八十六項とし、同条第九十一項中「附則第十一条第四十六項」を「附則第十一条第四十五項」に改め、同項第一号及び第二号中「附則第十五条第四十七項」を「附則第十五条第四十六項」に改め、同項を同条第八十七項とし、同条第九十二項中「附則第十一条第四十七項」を「附則第十一条第四十六項」に改め、同項を同条第八十八項とする。

第十六号様式別表一記載要領4中「第74条の4第3項第2号」を「第74条の4第3項第1号」に改め、同表記載要領5中「計算した」を「換算した」に改める。

第十六号様式別表二記載要領4、第十六号の二様式記載要領4、同様式別表一記載要領4、同様式別表二記載要領4及び同様式別表三記載要領4中「計算した」を「換算した」に改める。

第十六号の五様式記載要領5中「第74条の4第3項第2号」を「第74条の4第3項第1号」に改め、同様式記載要領6中「計算した」を「換算した」に改める。

附　則

（施行期日）
第一条　この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第二条の六、第三条第三項及び第五条第三項の改正規定、第十条第九項の改正規定（同項を同条第十項とする部分を除く。）、第十条の二第三項の改正規定、第二十四条の三十八の次に七条を加える改正規定（第二十四条の四十一から第二十四条の四十五までに係る部分に限る。）並びに第三十一条の次に十条を加える改正規定（第三十一条の五第三号及び第四号並びに第三十一条の六第三号及び第四号に係る部分に限る。）　平成三十一年十月一日
二　第三条の十四の改正規定　平成三十二年一月一日
三　第一条の四第二項及び第五条第一項の改正規定並びに附則第二条の七の次に一条を加える改正規定並びに附則第九条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項の改正規定（「第十五項」を「第十七項」に、「第七十二条の三十三、第七十二条の三十三の二」を「第七十二条の三十一、第七十二条の三十三」に改める部分に限る。）に限る。）　平成三十二年四月一日
四　附則第四条及び第七条の規定　平成三十二年十月一日
五　附則第五条及び第八条の規定　平成三十三年十月一日
六　第八条の二の三及び第十六条の二の二の改定規定並びに第十六号様式、第十六号の二様式並びに第十六号の五様式記載要領5及び6の改正規定並びに附則第三条及び第六条の規定　平成三十四年十月一日

（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）
第二条　この省令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）の前日における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の市（以下この条において「指定都市」という。）の区域のうち、施行日において引き続き指定都市の区域である区域については、施行日に指定都市の区域となったものとみなして、この省令による改正後の地方税法施行規則第三条の九、第三条の十一の二及び第三条の十三の二の規定を適用する。

（道府県たばこ税に関する経過措置）
第三条　附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の地方税法施行規則第十六号様式、第十六号の二様式及び第十六号の五様式は、同条第六号に掲げる規定の施行の日以後に行われる地方税法第七十四条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（以下この条において「売渡し等」という。）に係る製造たばこに対して課すべき道府県たばこ税について適用し、同日前に行われた売渡し等に係る製造たばこに対して課した、又は課すべきであった道府県たばこ税については、なお従前の例による。